

令和4年度第6回総会（月例）議事録

日 時	令和4年8月26日（金） 午前10時開会
場 所	市役所本館2階 講堂
出席委員 （14名）	仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛
欠席委員 （5名）	有村 伊智博 上入來 幸一 永尾 寛 枇榔 稔 横峯 明人
事 務 局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、末永、東、小山田、小村、吉永 専門員 水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 9 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断について 10 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に係る総会取扱いについて 11 相続税の納税猶予に関する件 12 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 農地パトロールについて

議 長	<p>開 会（午前１０時）</p>
松 元 支 局	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和４年度第６回総会を開催いたします。</p> <p>本日は会長が欠席のため、会長代理の私が議事進行いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
議 長	<p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議題６．「農用地利用集積計画に関する件」の番号１７号は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願い致します。それに伴い、表紙の議題６の件数１８件を１７件に修正、１５ページの集計表を配布してある分に差替えをお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>１９人中１４人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村委員、上入来委員、永尾委員、枇榔委員、横峯委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、豊留委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題６．「農用地利用集積計画に関する件」及び議題８．「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 13 件	
議 長	それでは、議題 1 . 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、20 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、利用権の設定を行い、同時に、3 条許可の申請を行うものであります。 以上です。
議 長	次に、吉田、11 番委員お願いします。
11 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、桜島、5 番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、7 番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝い等しながら30年以上、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。 番号10号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号13号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2 . 農地転用事業計画変更に関する件 5 ページ 3 件	
議 長	<p>次に、議題 2 . 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3 . 「農地法第 4 条許可申請に関する件」郡山の番号 4 号及び議題 4 . 「農地法第 5 条許可申請に関する件」谷山の番号 3 号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、変更前：建売住宅 2 棟、変更後：建売住宅 1 棟、申請事由：当建売住宅の需要減少の中で、一般住宅を建築したい旨の要望があったもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和 3 年 8 月 1 9 日、許可番号：農委第 0 3 2 5 - 1 4 号。</p> <p>番号 2 号、変更前：建売住宅 2 棟、変更後：一般住宅 1 棟、申請事由：建売住宅の需要減少のため、継承人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和 3 年 8 月 1 9 日、許可番号：農委第 0 3 2 5 - 1 4 号。</p> <p>番号 2 は資料 7 ページの第 5 条番号 3 と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>7 ページです。</p> <p>番号 3 号、用途・施設：住家 1 棟 9 6 . 8 8 m²、庭敷地等 1 9 2 . 3 4 m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・南...雑種地、西...市道、別件事変申請地、北...他人田、別件事変申請地、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、1 0 番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、変更前：太陽光発電1,049.00㎡、変更後：公園1,049.00㎡、申請事由：当初は太陽光発電設備の設置を予定していたが、公園用地として事業計画変更するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年8月27日、許可番号：農委第0395-15号。</p> <p>なお、別件4条番号4の申請と関連しますので、あわせて、説明いたします。6ページをお開きください。</p> <p>番号4号、用途・施設：公園1,049.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...水路、西・南・北...他人田、境界...土留、雨水...自然流下。</p> <p>この件につきまして 補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、郡山支所から北へ約3.0kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、令和3年8月27日付、農委第0395-15号により許可書を交付いたしました。</p> <p>申請者は、太陽光発電設備を設置することで、事業を進めておりましたが、令和4年6月総会において、県の文化財に指定されている花尾神社の参道に隣接していること、近くに「丹後の局の腰掛石」など歴史的な文化財があること、地元から再考してほしい旨の要望などがあったことから、会社の目的にもある「公園緑地等に関する管理運営」に基づき、公園及び駐車場を整備し、地域に開放し、自由に使うことで地域貢献を図ろうと、事業計画変更を申請し、許可相当との決定をいただきました。</p> <p>しかし、駐車場として利用するには、進入路となる東側の水路上に設置されているスラブ板の強度が不足していることが判明したため、今回、公園、駐車場の申請を取り下げ、全体を公園として使用する目的に変更し、再度申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」3件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」番号4号及び議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号3号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3 . 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 4件	
議 長	次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど郡山の1件につきましては、議題2。「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の3件について審議していただききたいと思えます。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：貸車両置場298.00㎡、通路100.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・西...他人田、北...市道、南...水路、境界...コンクリート擁壁、土留、雨水...自然流下。 番号2号、貸車両置場704.00㎡、通路222.00㎡、東・西...宅地、北...市道、南...他人畑、境界...コンクリート擁壁、土留、雨水...自然流下。 以上です。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号3号、住家1棟148.96㎡、庭敷地等345.04㎡、東...本人畑、西・北...山林、本人畑、南...市道、境界...土留、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題4 . 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～11ページ 19件	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題2。「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思えます。 まず、谷山、9番委員お願いします。

<p>9 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場36.40㎡、法面4.20㎡、転回場等109.40㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...宅地、西...農道、南...里道、北...他人畑、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、土留、雨水...自然流下、権利の種類：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等355.95㎡、東...宅地、西...私道、南...宅地、他人畑、北...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>雨水につきましては、申請地西側の私道に暗きょを埋設し、市道側溝へ流します。</p> <p>番号4号、住家1棟70.38㎡、庭敷地等315.62㎡、東・北...市道、西...水路、南...宅地、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟102.06㎡、庭敷地等298.94㎡、東...農道、西・北...貸人畑、南...他人畑、境界...ブロック積、土留、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、住家1棟55.48㎡、カーポート1基36.00㎡、庭敷地等417.52㎡、東...渡人畑、市道、西・北...宅地、南...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、資材置場155.00㎡、作業場等90.00㎡、東...市道、鉄道用地、西・北...渡人畑、南...他人畑、境界...ブロック積、土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、駐車場1,213.43㎡、通路68.64㎡、東...県道、雑種地、西...水路、宅地、南...市道、雑種地、北...市道、水路、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、資材置場326.00㎡、駐車場112.00㎡、転回場等683.00㎡、東...里道、西・北...農道、南...県道、境界...土留、ブロック積、雨水...自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成9年ごろから資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号10号、建売住宅2棟122.55㎡、通路173.00㎡、庭敷地等410.45㎡、東...他人田、西...農道、南・北...他人畑、宅地、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、通路22.00㎡、東・西...宅地、南...受人畑、北...農道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、建売住宅2棟178.85㎡、庭敷地等315.15㎡、東・南...宅地、西...渡人田、北...農道、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
----------------	---

議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、資材置場196.38㎡、車両置場37.00㎡、転回場等256.53㎡、東...他人田、宅地、西...農道、南...宅地、北...他人田、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等300.23㎡、東・西・南...貸人畑、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、資材置場607.20㎡、通路180.00㎡、法面87.80㎡、東...市道、西・北...水路、南...他人田、境界...ブロック積、雨水...水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>申請地は、吉田支所から北へ約3kmに位置し、特定土地改良事業の施行区域内にある農用地区域内農地で、除外後は「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟73.70㎡、庭敷地等175.30㎡、東...私道、西...他人畑、南...農道、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.0kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>なお、譲渡人は申請地を3条取得しましたが、高齢及び病気の為、耕作することが困難となった旨の理由書が添付されています。</p> <p>番号17号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等250.51㎡、東...里道、西...渡人畑、南...市道、北...水路、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は申請地を母と共有にて3条取得しましたが、主耕作者である母が死亡した為、耕作することが困難となった旨の理由書が添付されています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、通路137.00㎡、東...渡人畑、市道、西...里道、南...雑種地、北...受人畑、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、住家1棟57.96㎡、庭敷地等178.76㎡、東・南...宅地、西・北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号15、16号は除外後第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、除外後第1種農地の番号15、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5．非農地認定に関する件 12ページ～14ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、36年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>
13 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、85年経過、現況宅地</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：キンチク竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：キンチク竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6．農用地利用集積計画に関する件</p> <p>15ページ～24ページ 17件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>18ページ、番号6号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（13番委員離席後）</p> <p>それでは、番号6号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>番号6号、地目：田、面積909.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和4年8月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農用地利用集積計画に関する件」の番号６号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、１３番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>（１３番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの１６件及び先ほどの１件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の１５ページをご覧ください。 「議案第７号」、令和４年８月３１日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権１０件、２９筆、４０，０５９．１８㎡。使用貸借権７件、１５筆、１３，７２１．００㎡。合計１７件、４４筆、５３，７８０．１８㎡です。 議案書の１６ページから２４ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題６．「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7 . 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2 件	
議 長	次に、議題 7 . 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、伊敷、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。2 ページです。 3 . 変更後の用途、携帯電話基地局 4 . 現況、申出地は、小山田町下大迫地区にあり、伊敷支所から北西へ約 6 . 3 km に位置し、東・北側は他人田、西側は渡人畑、南側は河川に接している。 5 . 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接してないが、公共の用に供するものであり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、6 ページです。 3 . 変更後の用途、一般住宅 4 . 現況、申出地は、犬迫町横井地区にあり、伊敷支所から西へ約 5 . 1 km に位置し、東・西側は他人畑、南側は宅地、北側は本人畑に接している。 5 . 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、松元、17 番委員お願いします。
17 番委員	ご報告します。10 ページです。 3 . 変更後の用途、車両置場 4 . 現況、申出地は、春山町寺脇地区にあり、松元支所から東南へ約 4 . 5 km に位置し、東・北側は市道、西側は他人田、南側は河川に接している。 5 . 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、14 ページです。 3 . 変更後の用途、一般住宅 4 . 現況、申出地は、上谷口町横道地区にあり、松元支所から東南へ約 1 . 2 km に位置し、東・南側は渡人畑、西側は渡人畑、宅地、北側は水路に接している。 5 . 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」4件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題8 . 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件	
議 長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>22ページ、番号6号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（13番委員離席後）</p> <p>それでは、郡山、10番委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。22ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、通路</p> <p>4. 現況、申出地は、有屋田町一町田地区にあり、郡山支所から南西へ約2.6kmに位置し、東側は渡人田、西側は水路、渡人田、南側は雑種地、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は通路であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）」に係る意見書に関する件」番号６号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、１３番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>（１３番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。 谷山、９番委員お願いします。</p>
９ 番 委 員	<p>ご報告します。１８ページです。</p> <p>３．変更後の用途、通路</p> <p>４．現況、申出地は、下福元町馬ノ口堀地区にあり、谷山支所から西へ約３．０ｋｍに位置し、東・南側は貸人畑、西側は他人畑、北側は農道に接している。</p> <p>５．農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は通路であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）」に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題９．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断について 別冊資料３ ６５件</p>	
議 長	<p>次に、議題９．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断について」を審議します。別冊資料３です。</p> <p>まず、谷山、９番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和4年7月15日、農地・非農地の判断結果：杉、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和4年7月26日、農地・非農地の判断結果：6筆が杉、雑木・コサン竹自然繁茂、現況山林により非農地、2筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和4年7月13日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：令和4年7月14日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：19筆、現況確認日：令和4年7月29日、農地・非農地の判断結果：檜、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和4年7月27日、農地・非農地の判断結果：杉、雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：令和4年7月12日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和4年8月3日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、孟宗竹・唐竹・ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農地法の運用について」に基づく伴う農地・非農地判断について」65件につきましては、調書のとおり判断することに決定いたします。</p>
<p>議題10.「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に係る総会取扱いについて 別冊資料4</p>	
議長	<p>次に、議題10.「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に係る総会取扱いについて」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 提案理由</p> <p>「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の一部改正により、「法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査等を踏まえ、対象地が法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて総会又は農地部会の議決により判断する。」との規定が削除されたため。</p> <p>2 今後の取り扱い（案）</p> <p>農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「委員等」という。）3人以上で行った利用状況調査若しくは利用状況調査後に3人以上の委員等で協議を行い、非農地と判断した土地については、農業委員会事務局長の専決事項とする。なお、専決処分を行った土地については、翌月の総会において報告するものとする。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>3人以上で行った利用状況調査となっているが、3人以上で調査しないといけないのですか。</p>
事務局	<p>利用状況調査後に3人の委員等で協議を行いとなっていますので、地区推進協議会で話をすれば良いことになります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10。「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に係る総会取扱いについては、原案どおり、決定いたします。</p>
<p>議題11．相続税の納税猶予に関する件 25ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題11．「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>

6 番 委 員	<p>25ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この証明書の発行のため、今回継続1件の申請があり、今回が3回目の発行となります。</p> <p>令和4年8月17日に15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>相続開始年月日は平成27年11月20日、申請人は被相続人の子であり、今回が3回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和4年8月8日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1には、カボチャ、ウコンを作付中でした。</p> <p>特例適用農地2には、ビニールハウスが5棟あり、水菜、ナス、トマト、ショウガ、キュウリを作付中及び水菜作付予定とのことでした。</p> <p>また、露地には、ニガウリ、里芋を作付中でした。</p> <p>特例適用農地3は、大根、ブロッコリー、キャベツを作付予定とのことでした。</p> <p>特例適用農地4、5、6は続き地で硬質ハウスが1棟及びビニールハウスが2棟あり、硬質ハウスには、水菜が作付中、ビニールハウスには、フダンソウが作付中でありました。</p> <p>また、露地にはホウレン草を作付予定とのことでした。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題12. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料5	
議 長	<p>次に、議題12.「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>議題12「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>新規の提出事項につきましては、1 法定化された人・農地プランの推進、2 農業委員会への女性及び若手農業者登用の推進、3 農地等の利用の最適化の推進、4 ICTの更なる活用について、5 肥料・資料等の安定確保対策の構築についての4項目を提案いたします。</p> <p>また、過去の意見・要望につきましては、「有害鳥獣被害対策について」と「農道等の整備及び維持管理について」は令和2年度、3年度と連続して提出しておりますが、これについては、例年同様の回答がなされておりますことから、地区推進協議会において、継続要望の声がございましたが、同じ提言内容では回答も同じになることから、内容を見直して意見を提出したいと思っております。</p> <p>それぞれの提言内容につきましては、事前にお配りしております資料を各自お目通し願います。</p> <p>以上で「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出」に関する説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
13番委員	<p>2番の「農業委員会への女性及び若手農業者登用の推進」は、市へ要望することですか。</p>
10番委員	<p>市長が農業委員を決めるので、要望していいと思います。</p>
13番委員	<p>市長が決めるということはわかっています。今回、何名か候補者がいたのに、全員落選したではないですか。</p> <p>それはなぜですか。どうやって決まったのですか。</p>
事務局	<p>評価委員会において評価した結果、決定しました。</p> <p>評価内容につきましては、公にすることにより、特定の者に利益・不利益を与えるおそれがあることから公表は差し控えさせていただきます。</p>
2番委員	<p>5番の「肥料・飼料等の安定確保対策の構築について」は、政府から出されている内容に対して具体的に意見の内容を記載すべきではないですか。</p> <p>5戸以上の農家の人達が申請をすることとなっているほか、肥料使用を低めることを記載しているなど、使い勝手が悪いことなどをあげて欲しい。</p>

1 3 番 委 員	<p>5番の「肥料・飼料等の安定確保対策の構築について」は利用するにはハードルが高いので、利用できない部分を市でカバーするのか、国の施策を使いやすく変更するよう要望するのか、どちらですか。</p> <p>また、1番の「法定化された人・農地プランの推進」もハードルが高い。プランに基づかないと補助金が出ないなど、プランは現状に則していない。10年後に誰が耕作するということを明確にできるのか。担い手で10年後も耕作できる人が現状で何人いると思っているのか。担い手は60歳代以上が多い。人・農地プランは本当に現実にやれるものなのか。</p> <p>今日は会長がいないので聞けないが、県及び県農業会議の意見を聞いてみたい。</p>
3 番 委 員	<p>過去の意見であがっている「農道等の整備及び維持管理について」は、同じ地区内でも施工地、未施工地があるなど不平等があるためこれを是正して欲しいという意味合いもある。</p> <p>また、除草も受益者でやってきているが、農業従事者の高齢化や減少により、受益者のみで維持管理を行うことが難しくなってきているので、これについては、継続して意見を提出して欲しい。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第7回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 26ページ 1件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。26ページです。 照会日：令和4年7月25日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年7月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2 . 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 27ページ～28ページ 2件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 まず、吉野、事務局お願いします。
吉 野 支 局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請 人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が8月8日 に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答し たものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の 所在は記載のとおりであり、地目別面積は畑1,516㎡、転用目的は宅地造成 です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化 区域内農地に該当します。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関 係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地 ですので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要です」と土地利用調整課へ8 月15日に回答したところです。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、松元、事務局お願いします。

松元支局	<p>この調書は、都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が、8月5日提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在につきましては、記載のとおりです。</p> <p>地目別面積は、畑で3,302㎡です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、農用地区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で、農用地区域内です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は、農地が含まれているため、農地を農地のまま利用する場合は、農地法第3条の許可が、農地転用をする場合には、農地法第5条の許可が必要である。届出については、農地として利用することと、令和4年8月10日付けで農地法第3条の許可申請がなされたところである。」なお、農地法第3条許可後に特段の理由もなく農地法第4条又は第5条の規定による転用許可はできないので注意が必要である」との回答を土地利用調整課へ8月16日にしたところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p align="center">3．農地法第3条の3届出専決に関する報告について 29ページ～30ページ 7件</p>	
<p align="center">4．農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 31ページ～41ページ 32件</p>	
<p align="center">5．農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 42ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」、報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それぞれは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>29ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田5筆、2,259.00㎡、畑8筆、3,306.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が5件となっております。</p> <p>30ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、31ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が5件、その他が1件、合計6件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が24件、資材置場、その他が各1件、合計26件となっております。</p> <p>32ページから33ページは、4条関係6件、34ページから41ページは、5条関係26件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に42ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>喜入地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6．鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料6</p>	
<p>7．農地パトロールについて 別冊資料7</p>	
議長	<p>次に、報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>報告事項7「農地パトロールについて」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の6月分については、訪問戸数67戸、うち不在9戸、調査回答戸数62戸、貸出希望4戸43.54アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>農地パトロールについて報告いたします。 別冊資料7の1ページをお開きください。 実施期間ですが、令和4年9月20日から9月30日までを中心に実施します。 調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの 9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、 遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入 無断転用農地は、無断転用調査票に記入 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して助言や意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、2ページから4ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから7ページまででございます。</p> <p>また、農地パトロールの当日は「帽子」、「腕章」、「ステッカー」等、農地パトロールグッズの活用を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了 : 午前 1 1 時 3 0 分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>

事 務 局	<p>令和4年度第7回総会（月例）開催日時は、 9月28日（水）午前10時開会 市役所本館2階 講堂で開催します。 今回と同じ場所ですので、お間違いのないようにお願いします。 なお、この9月28日の総会の日午後1時30分から、場所も同じ、市役所の 本館2階講堂にて、県の主催で県から通知があるかと思いますが、地域別最適化 推進会議が開催されますので、お知らせします。 日置市、いちき串木野市等の農業委員、最適化推進委員も参加する会議です。 以上で、事務局からの連絡を終わります。</p>
事 務 局	<p>この後、みなと大通り4階の農業委員会室で11時 分から第2回の編集会議 を始めたいと思いますので、お越してください。よろしくお願いします。 以上です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時30分）</p>